著作権研究（連載17）

インターネット時代の黒船か！
～グーグル書籍検索サービスとその問題点～

著作権委員会

グーグル問題とは？

今、「グーグル問題」という言葉が、文芸家をはじめとした出版社や権利者の間で、大変な話題となっています。いや、「話題となっている」などという穏やかな感じではなく、「黒船来襲！」という扱いで語られているのです。写真家の中にも、出版社からこの問題についての案内文を受けとった方も多いのではないでしょうか。「ストリート・ビュー」という、地図と連携して、街並みを写真で見られるサービスを提供したグーグルです。その時もプライバシーの問題など、多くの物議をかもしましたが、今度はどんなセンセーショナルなサービスを開始したのでしょうか?またその問題点はどこにあるのでしょうか?グーグル問題について、その意味、問題点、対抗しうる手段などを考えてみたいと思います。

グーグル社（Google）とは？

検索エンジンの運営を主な業務とするアメリカの企業です。現在では一般的な検索に加えて、地図の検索と検索結果地点を写真で見られる「ストリート・ビュー」の提供（http://maps.google.co.jp/maps）など、さまざまな検索関連のサービスを提供してます。

日本ではYahoo Japanの検索に次いで2位ですが、世界的にはトップの検索エンジンといってもよい状況にあります。日本法人としてグーグル株式会社があります。

グーグル書籍検索問題

「グーグル問題」は、より正確に言うと「グーグル書籍検索問題」となります。これは、一体どのような問題なのでしょうか?この問題がどのような内容で、なぜ日本の権利者にかかわってくるのかは、かなり込み入った話になります。実際、日本では馴染みのない、アメリカ独特の法律によるところも大きいので、まず問題を理解するところから始めましょう。

この問題は、グーグルがネット上で新しいサービスを開始したことに端を発します。そのサービスとは、図書館と連携して絶版書をデジタル化し、インターネット上で全文検索可能なシステムを構築し、一般に閲覧させるというサービスです。このサービスは、「Google・ブック（Google Book Search）」と呼ばれ、現在、700万冊以上の検索が可能となっています。

このサービスの提供に対して、米国の作家団体と出版社団体が著作権侵害であるとして、訴訟を起こしました。グーグル社はこれをフェアユースに当たり、侵害にならないという主張でした。この裁判は、2008年10月に和解となりました。が和解の内容は権利者に対して補償をすることなどですが、実は最も大きな問題はこの和解の内容ではありません。通常であれば、アメリカ国内の和解とアメリカ国内でのサービス提供に対して、アメリカ以外の権利者が直接、関係することは希でした。しかし、ここで大きな問題となるのは「インターネットでの提供」であり、訴訟の内容が「集団訴訟」であった、という点です。インターネットでの提供は、アメリカで提供されるサービスでありながら、実質的に世界中、どこからでも利用できるサービスとなり、アメリカ国内のサービスとは言えなくなっている、ということです。また、訴訟が「集団訴訟」という形をとっており、これは関係するすべての権利者を代表した訴訟、ということになります。つまり、アメリカの図書館で扱っている絶版書の著作者は、知らないうちに、和解の当事者となってしまうのです。当然、この絶版書の著作者には、世界中の著作者が含まれています。

このような経緯で、アメリカでの裁判と和解でありながら、世界中に提供されるサービスの内容に対して、世界各国の権利者が和解した、という結果を生んでしまいました。各国の権利者は、その和解に参加するのか、しないのか、参加してもどうするのか、急に告知され、乏しい情報しかなく、その上に指定された期限までに、和解についての選択をしなければならなくなってしまったのです。この一連の流れが「グーグル書籍検索問題」と言われる問題であり、和解の選択を迫られた状態が「黒船襲来！」にたとえられているのです。

問題の整理

問題点を整理してみましょう。実際問題として、当事者がどのような選択をすればよいのか、ということが一義的な問題ですが、実は根本的ないくつかの問題が存在します。グーグル問題の中で、基本的な問題点について、いくつか挙げておきます。

①書籍を全文検索可能にして、インターネットで提供することの是非、という問題。

このような書籍の利用が広まることで、著作者に著作権使用料が還元されなくなったり、出版社の事業が成り立たなくなったりする可能性があります。無償で、書籍や情報が広範囲に利用されることのみが、正しい方向なのかは、インターネットの時代に、熟考しなければならない問題です。

②集団訴訟というアメリカの仕組みによって、他国の国民が拘束される、という問題。

これはアメリカの訴訟体系の問題です。このような他国の法体系に異を唱えることは、内政干渉ともなり、大変難しい

問題ですが、実際にその効果が世界的な影響を持つ場合、他国において、どこまで法的拘束力を持つのか、考えなければならない問題です。

③アメリカで許される行為でも、そのほかの国では違法行為となることがあるが、インターネットを通じて提供されれば、すべての国で利用可能となってしまう問題。

インターネットのサービスに、どこの法律を適用するか、という問題も含めて、重要な問題です。たとえば、日本では著作権が満了しているが、他国では著作権が保護されている場合、日本からインターネットで提供するのは合法ですが、著作権が保護されている国でその作品の利用はどうなるのか、などという問題などがあります。

どうしたらよいのか
～著作者個人としての対応へのアドバイス～

では具体的にはどのような選択肢をとればよいのかを考えてみましょう。まず、和解に乗るか、乗らないか、が最初の選択肢となります。和解に乗らないとすると、独自にアメリカで訴訟を起こすことができます。しかし、自分の著作物に対する権利侵害のために、アメリカで代理人（弁護士）を立て、自分も渡米してまで訴訟を起こすことは現実的な対応とは言えません。つまり、和解に乗らず、独自の訴訟も起こさないとすると、蚊帳の外に置かれてしまう可能性が高くなります、ということです。総じて言えば、最初のオプションは、和解に乗る、ということが現実的な選択肢ではないでしょうか。更に、特別の行動を起こさなければ、和解に乗ったとみなされます。この会報が出版された時点で、和解から離脱していないとすると、自動的に和解に参加していることになります。

次の選択肢は、和解に乗った上でどうするか、とういことです。ここでは二つのオプションを提案いたします。

ひとつは登録されている作品を個々に削除するという選択方法です。しかし、一度削除してしまうと、データベースには二度と掲載されないと報じられています。悩ましいのは、将来的にすべての作品がデータベース化される可能性を否定できないという点です。このような将来的なリスクを避け、現実的な問題を回避するには次の選択がよいと思われます。それは作品を個々に非表示にする、という操作を行うことです。これによって、データは存在したまま、公開を避けることで直面するリスクを避けることができるでしょう。この場合、将来的に社会状況が変わった時点で公表に変えることも可能です。

この件に関して、未来の環境とか、将来的なリスクは、ほとんど予測不可能といってもよいと思われます。つまり、当面のリスクを避け、将来的な変化にも対応できる柔軟な対応がベターだということです。それらを勘案した上で、現在お勧めできる選択は、和解に乗り、個々に作品を非表示にしてゆく、ということが結論です。ただ、この選択肢も今後のグーグルの対応などによって、大きく変わることがないとは言えません。ベストの対応は大変難しい問題ですので、著作者個人としては、情報を収集し、その状況に応じて柔軟に対応ができれば最上だと考えられます。

どのようにしたらよいのか
～団体としての行動～

団体として行う選択は、基本的な問題に対しての意見表明などが挙げられます。前述した基本問題などに対する意見

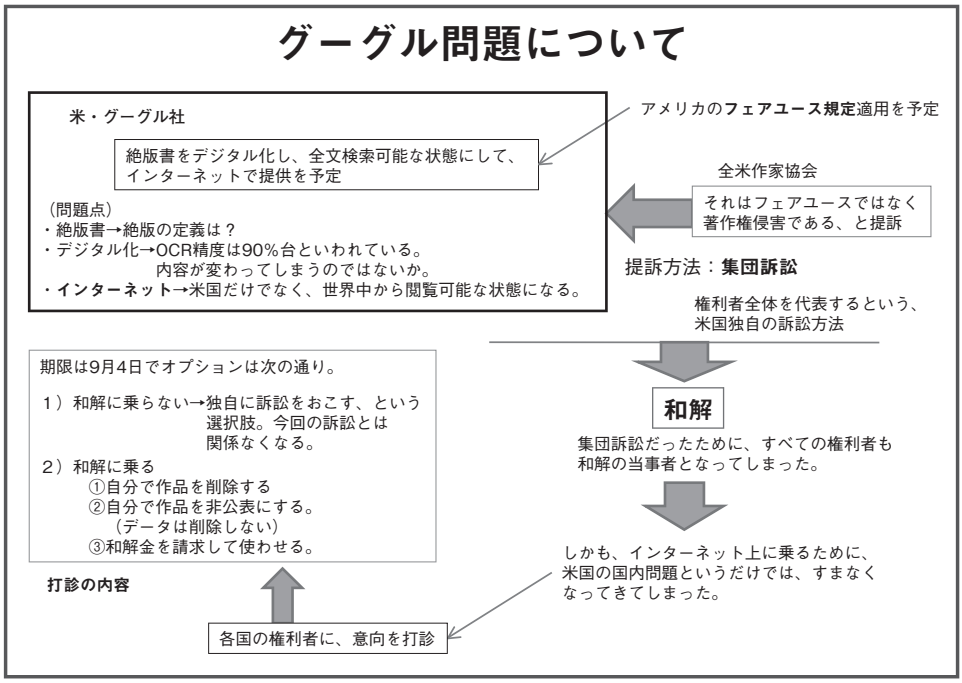

表明などが考えられるでしょう。

しかし、各国の著作権制度や裁判の制度が異なる状況では、簡単に解決に向けた統一行動は取りきれない、と思われます。

では、団体としては何もできずに、経過を見ているしかないのでしょうか。実は、今回の和解案には、写真分野にとって大変大きな問題点があるのです。

その問題点とは、書籍に挿入されている写真には権利が認められていないことです。これを前例としてしまうと、今後、いろいろなケースで、挿入された写真やイラストの権利者が、相手にされず、不当に扱われる懸念があります。そもそも、なぜ挿入された写真には今回の処置が適用されないのか、これは写真や挿図の著作者にとって、まったく理解できないことです。この件に関しては、写真分野として強く抗議する必要があります。

このような考え方を受けて、一般社団法人日本写真著作権協会は、8月27日付で、JPSをはじめとする正会員団体10団体の連名で、日米のグーグル本社に対して抗議、質問を内容とする声明文を送付いたしました。このような行動は、著作者個人で行うことはできず、今後も様々な状況に応じて、団体として対応しなければならないことでしょう。

まとめ

これまで述べたように、グーグル問題はアメリカの法制度などが原因となって、悪意なく引き起こされた問題といえるでしょう。この中で最も重要な部分は、アメリカで決定されたことに異を唱えることよりも、インターネットという、世界共通のサービスに対して、大きく異なる各国の著作権制度との整合性をどう保つのか、ということを、現実問題として、考えることが重要だ、ということです。日本文藝家協会などの努力により、個人の対応は、かなり明確になってきていますが、団体の意見表明など、根本問題に関するアプローチはまだあいまいな部分が多く残されています。また、写真分野では独立した書籍の著作者である場合よりも、挿入された写真の権利者である場合が多く、そのような立場に対する対応は、強く改善を要求する必要がある部分です。

グーグル問題は、ネットワークの時代を象徴しています。世界はインターネットにより国境を失い、共産的な情報共有の時代を歓迎しています。低コストであることが最善であるという前提は、どこまで続くのでしょうか。良質な知的財産の流通により、世界中の人々が豊かな精神性を共有する時代は、どのように招聘することができるのでしょうか。グーグル問題は、各国事情による著作権管理の時代から、世界ルールによる管理の時代への、架け橋となるのかもしれません。また、権利者はこれから、単なる創作者としての立場から、著作権の管理をも考える存在に移行しなければならないのでしょう。そして、それが困難であるとしたら、著作権管理を行う体制を、権利者自身が構築しなければならない状況にあるのです。どちらにせよ、グーグル問題により、著作者は立ち上がり、前進することを余儀なくされたことは間違いがありません。

やはり、グーグル問題は世界中の権利者にとって、こう言えるのかもしれません。

「黒船来襲！」と。

（記／瀬尾太一・著作権委員、
一般社団法人日本写真著作権協会常務理事）

「Google・ブック検索の訴訟の和解案」に対する声明

一般社団法人日本写真著作権協会では、昨今、問題となっております米国の「Google・ブック検索の訴訟の和解案」に対し、以下の点で遺憾の表明と強く抗議する声明を送りました。

各国著作権の諸事情を鑑みず、無断かつ大規模なスキャニングの実行と蓄積を行ったことは、日本国の著作権法に照らし、明白な著作権侵害にあたります。

また、著作物を書籍という単位のみで捉え、著作物に挿入された写真等、著作物の重要な構成要素となっている独立した著作物に対する配慮を欠いています。

2009年8月27日

グーグル株式会社
代表取締役社長　辻野　晃一郎　殿

一般社団法人日本写真著作権協会
会長　田沼　武能

「Google・ブック検索訴訟の和解案」に対する声明

米国Google社は、グーグル・ブック検索において一私企業の論理で、無断かつ大規模なスキャンを実行し複製物の蓄積をおこなったことは、日本の著作権法に照らしてみると、明白な著作権侵害にあたる。異なる著作権法を持つ各国において、今回の行為は、理解しがたいところであろう。また、著作物を書籍という単位でのみ捉え、写真、絵画、イラストレーションなど、著作物の重要な構成要素となっている独立した著作物への配慮を欠く。その上で、誠意ある説明もなく、一方的に期限を設定し、和解を各国の権利者に提示することは、著作者と各国著作権事情の軽視であり、我々は、遺憾の意を表明する。

このような経緯によって提案された和解案において、挿入された写真が、著作物として認められておらず、対象となっていない点について、強く抗議する。挿入された写真は、書籍の著作者とは別に権利が保持されている場合も多く、そのような写真の著作者が全く顧みられていない点は、とうてい容認する事ができない。

ここに、日本の写真著作者を代表して、米国Google社に対し、挿入された写真の扱いに関して、誠意ある対応と、挿入された写真が対象とならないとされた根拠の説明を求めるものである。